

# 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

|          |     |             |   |      |              |
|----------|-----|-------------|---|------|--------------|
| 管理<br>番号 | 170 | 重点募集<br>テーマ | × | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 |
|          |     |             |   | 提案分野 | 08_消防・防災・安全  |

提案事項(事項名)

火薬類取締法に基づく保安検査の基準日の見直し

提案団体

埼玉県、越谷市、愛知県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

火薬類取締法に基づく保安検査について、同じような周期の保安検査がある高圧ガス保安法等と同じように、前回の保安検査(完成検査)の日から1年を経過した日を基準日とし、その基準日の前後1月以内に保安検査を受け又は自ら保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を受け又は行ったものとみなすように規則改正を行うこと。

具体的な支障事例

火薬類取締法に基づき、政令で定める特定施設又は火薬庫は、保安検査を1年(土堤、簡易土堤及び防爆壁は3年)に1回行うものと定められている。このため、法令上、前年度に実施した日までに保安検査を実施することとなっており、保安検査日の日程調整次第では、年々、保安検査を受ける日が前倒しになる可能性もあり、運用面に課題がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

保安検査の日程の予定が合わない場合、検査が徐々に前倒しになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、保安検査が徐々に前倒しになることなく、毎年決まった時期に行うことができる。

根拠法令等

火薬類取締法施行規則第44条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、栃木県、神奈川県、相模原市、富山県、高知県、熊本市

○当県では積雪により冬季の保安検査は実施困難であることから、検査日が徐々に前倒しになる可能性がある現在の流動的な制度設計よりは、毎年決まった時期に行えることが望ましい。  
○保安検査実施日の急な悪天候や製造業者及び火薬庫の所有者等の諸般の事情により、検査実施が不可となることは十分想定され、結果として法令を遵守できなくなる恐れがある。そのため弾力的な運用を可能とする

規則改正若しくは通達の発出を求める。

○火薬類取締法に基づく火薬庫等の保安検査について、前回の保安検査実施日を基準として同日又は休日を考慮して日程を決めているが、検査日を基準日の前後1か月とするのであれば、日程調整が容易になると考える。

○保安検査を実施する側の管理上、徐々に前倒しになることなく、毎年決まった時期に行うことができた方が管理しやすい。

#### 各府省からの第1次回答

頂いたご意見を受け止め、火薬類取締法に基づく火薬庫等の保安検査について、前回の保安検査の日から1年(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、3年)を経過した日の前後一月以内に行う場合にあっては、基準日において当該検査を受けたものとみなすとする措置について検討する。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

見直しに前向きな回答をいただき感謝申し上げます。事業者の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに御検討いただきたい。併せて、提案実現に向けた検討スケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

今年中に各自治体へ保安検査の実態及び改正による影響について聴取し、年明けから有識者との意見交換を実施予定。

来年6月頃の改正省令施行を目指し、省令改正手続きを進める予定。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【経済産業省】

(1)火薬類取締法(昭25法149)

火薬庫等の保安検査(35条)については、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会の意見を聴いた上で、前回の保安検査の日から1年(土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、3年)を経過した日(以下この事項において「基準日」という。)の前後1か月以内に行う場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなす方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。